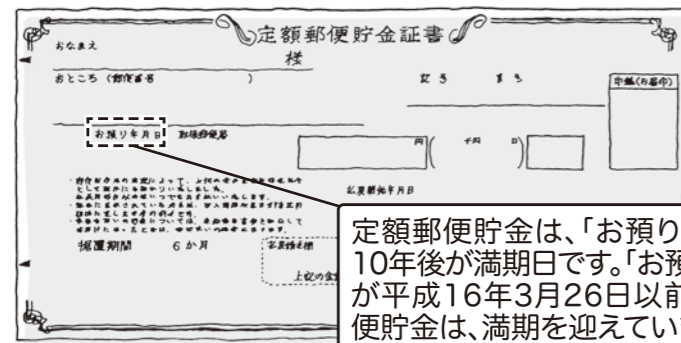


# 平成16年3月26日までにお預けいただいた定額郵便貯金は満期を迎えています。

(平成26年3月26日現在のお知らせです。)

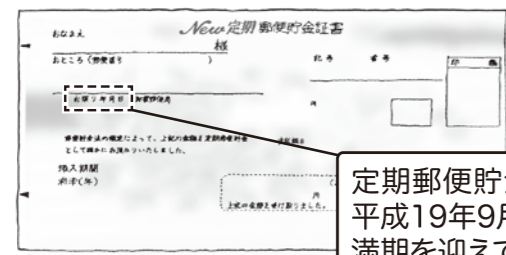
✓ 今一度、あなたの定額郵便貯金証書をご確認ください。

## 定額郵便貯金証書



定額郵便貯金は、「お預け年月日」の10年後が満期日です。「お預け年月日」が平成16年3月26日以前の定額郵便貯金は、満期を迎えています。(平成26年3月26日現在)

## 定期郵便貯金証書



定期郵便貯金は、「お預け年月日」が平成19年9月30日以前のもの全て満期を迎えています。

定期郵便貯金証書をお持ちのお客さまも証書のご確認をお願いいたします。定額郵便貯金と定期郵便貯金は、商品が異なります。(※)

- (※) ●定額郵便貯金の預入期間は、最長10年間です。
- 定期郵便貯金の預入期間は、最長4年間です。証書に記載の「預入期間」をご確認ください。

郵政民営化前の平成19年9月30日までに郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金は、旧郵便貯金法の規定により、満期後20年2か月経つとお受取りができなくなります。

満期日を過ぎた郵便貯金はお早めに、お近くの郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗で、払戻しのお手続きをお願いいたします。

※郵政民営化(平成19年10月1日)以後にお預けいただいた貯金は、旧郵便貯金法による権利消滅はありません。

お問い合わせは、下記コールセンターまたは、郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行店舗まで。

ゆうちょコールセンター  
(通話料無料)

**0120-108420**

●受付時間／平日 8:30～21:00、土・日・休日 9:00～17:00(12月31日～1月3日は、9:00～17:00)

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※お客さまの個別のお取引や残高等に関する内容については、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にてお問い合わせください。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

〒105-0001東京都港区虎ノ門4-1-8虎ノ門4丁目MTビル5階 【電話】0570-027180 ●受付時間／平日 9:30～12:00、13:00～17:00(土・日・休日、12月29日～1月3日を除きます。)  
Eメール kikou@yuchokampo.go.jp URL <http://www.yuchokampo.go.jp/>